

平成 23 年 6 月 30 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

**「三菱UFJ」/メロン グローバルイノベーション」
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ」/メロン グローバルイノベーション」に關しまして、下記の通りファンドの投資信託約款の変更を予定しておりますので、ここにお知らせ申し上げます。

何卒、この約款変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

ご連絡

1. 対象ファンド

「三菱UFJ」/メロン グローバルイノベーション（愛称：ニュートン）
（以下、「本件ファンド」といいます。）

2. 約款変更の内容

外貨建資産の運用委託先である『ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド』への運用委託取り止めに基づく弊社運用への変更
ファンド名の変更
お申込み・ご解約の受付停止日の撤廃

なお本件ファンドは、『ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド』への運用委託を取り止めますが、本件ファンドの特色にございませす通りニュートンの探究心と情熱を持って、イノベーションを捉えるという方針に変更はなく、よって愛称『ニュートン』については変更を行いません。

3. 約款変更の理由

本件ファンドは、日本を含む世界株式を主要投資対象とし、ボトムアップ・アプローチを基本としたアクティブ運用により、長期的に安定した値上がり益の獲得をめざし運用を行っております。

このたび、ファンド運用の効率化を目的に運用体制の見直しを実施した結果、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドへの外貨建資産の運用委託を取り止め、弊社にて外貨建資産を含む全ての運用を行うことと

いたします。これは、運用の連携の深化・向上による、商品性の向上を追求するものです。

4. 本約款変更に係るお手続き

本件ファンドの約款変更（以下、本約款変更といいます）にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、本約款変更にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、「異議申立・買取請求のお手続き」をご参照ください。

・ 異議申立・買取請求のお手続き

1. 異議申立とは

本約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に基づいて、本約款変更にご異議のあるお客様は、異議申立を行うことができます。

本約款変更に同意されるお客様は、お手続きの必要はございません。

< 主な変更内容 >

変更前（旧）	変更後（新）
<p><ファンド名> 三菱UFJ / <u>メロン</u> グローバルイノベーション</p>	<p><ファンド名> 三菱UFJ グローバルイノベーション</p>
<p>（受益権の申込単位および価額） 第11条 <u>前項の取得申込日が別に定める日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付を行いません。</u></p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第11条 <u>（削除）</u></p>
<p>（運用の指図範囲） 第12条 <u>委託者（第14条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第13条、第15条から第24条まで、第26条、第32条、第33条および第35条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u> (略)</p>	<p>（運用の指図範囲） 第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (略)</p>
<p>（運用の権限委託） 第14条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。</u> <u>1. 外貨建資産に関する取引</u> <u>ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド</u> <u>London, UK</u> <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末に支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た額とします。</u> <u>委託者は、第1項の委託を受けた者に対する報酬の金額とその計算根拠を提示した報告書を6月20日および12月20日（ただし、休業日の</u></p>	<p>（運用の権限委託） 第14条 <u>（削除）</u></p>

<p><u>場合は翌営業日)から15営業日以内に提出し、委託を受けた者は委託者に対し請求書を提出するものとする。</u> <u>委託者は、第1項の委託を受けた者に対して、請求書を受領してから14営業日以内に報酬を支払います。</u> <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p>	
<p>(信託業務の委託等) 第27条</p> <p>3. <u>委託者(第14条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)</u>のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p>	<p>(信託業務の委託等) 第27条</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<u>ただし、一部解約の実行の請求受付日が別に定める日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行の請求の受けを行いません。</u></p>	<p>(信託契約の一部解約) 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>
<p>(付表) <u>(1) 約款第11条第2項、約款第46条第1項の「別に定める日」とは次の通りとします。</u> <u>英国証券取引所の休業日</u></p>	<p>(付表) <u>(削除)</u></p>

なお、約款変更の詳細に関しましては、別紙「約款変更(案)の新旧対照表」をご覧ください。

以上の約款変更は重大な約款変更(改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」^(注)第30条にある「重大なもの」)に該当するため、受益者のみなさまのご同意が必要となります。以下、そのお手続きにつきましてご説明いたします。
なお、この約款変更にご異議のない方は、特に必要なお手続きはございません。

(注) 改正前の投資信託及び投資法人に関する法律
「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第2条により、同法第25条の規定による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」を適用します。

投資信託及び投資法人に関する法律
第30条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2. 今後の日程と手続き

(1) 今後の日程

日付	内容	詳細
平成23年6月30日(木)	新聞公告日	
平成23年6月30日(木) ↓ 平成23年8月3日(水)	異議申立	異議申立の受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この約款変更に関する異議を申し立てることができます。 お手続きの詳細は以下をご覧ください。
平成23年8月4日(木)	約款変更正式決定	異議申立を行ったお客様の受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、本件ファンドの約款変更実施を決定します。
平成23年8月12日(金) ↓ 平成23年8月31日(水)	買取請求	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取することを請求できます。 お手続きの詳細は次頁をご覧ください。
平成23年9月17日(土)	約款変更(予定)	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、約款変更を実施します。

(2) 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの約款変更に対してご異議のないお客様

お手続きの必要はございません

b. 異議申立の手続き

平成23年6月30日(木)現在の受益者のみなさまは、上記の異議申立の受付期間中(平成23年6月30日(木)~平成23年8月3日(水))に、三菱UFJ投信に対して「異議申立書」により、本約款変更に関する異議を申し立てることができます。

本約款変更に対して異議のある受益者の方は、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、下記の宛先にご郵送下さい(平成23年8月3日(水)弊社到着分までを有効とさせていただきます)。

【受益者の方にご記入いただく内容】

お名前(署名、捺印)

ご住所

ご連絡先電話番号(日中連絡先)

ご購入の販売会社名・取引店名・口座番号

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。また、異議申立を行った受益者の方の受益

権口数等の確認のため、三菱UFJ投信から取扱販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おき下さい。

この異議申立書にて知りえた個人情報、本件以外には使用いたしません。

3. 本約款変更正式決定

異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成23年9月17日(土)に本件ファンドの約款変更を実施します。

なお、異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの約款変更は行いません。この場合、約款変更を行わない旨及びその理由等を、異議申立の受付期間終了後に、日本経済新聞にて公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者の皆様に対してご購入販売会社を通じて交付します。

4. 買取請求のお手続き

< 買取請求とは >

本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行ったお客様が必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

本書に記載の「買取請求」とは、この約款変更に関する異議申立を行ったお客様のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず、ご購入販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成23年8月12日(金)から平成23年8月31日(水)まで

(2) 買取請求の手順

【概要】

異議申立を行ったお客様	販売会社 (ご購入販売会社)	委託会社 (三菱UFJ投信)	受託会社 (三菱UFJ信託銀行)
買取請求書類お受取		買取請求書類送付	
買取請求書類 ご記入 お取引店にご提出	取次	取次	受理
			買取実行 所得税・地方税 源泉徴収
買取代金お受取			買取代金振込
投資信託取引報告書 (買取計算書) お受取			投資信託取引報告書 (買取計算書) 送付

法人のお客様のみ

異議申立を行った受益者の方に、弊社からご案内及び「買取請求書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。

買取請求を希望される受益者の方は、「買取請求書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共に取扱販売会社へご提出下さい（取扱販売会社は、当該書類を三菱UFJ投信経由、受託銀行である三菱UFJ信託銀行へ送付します）。

受託銀行である三菱UFJ信託銀行が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。

買取代金については、所得税及び地方税源泉徴収後の金額を受託銀行である三菱UFJ信託銀行から買取請求を申し込まれた受益者の方のご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、振込手数料については買取請求を申し込まれた受益者の方のご負担とし、買取代金より差引かせていただきます。

買取完了後、受託銀行である三菱UFJ信託銀行より、「投資信託取引報告書（買取計算書）」を買取請求を申し込まれた受益者の方へご郵送させていただきます。

（３）買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立期間中に本約款変更に対して異議申立を行った受益者の方が、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託銀行である三菱UFJ信託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

（４）買取価額

買取の価額は、買取請求を申し込まれた受益者の方が自己の有する受益権を本約款変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件ファンドにおいては、受託銀行である三菱UFJ信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の解約価額（当該日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額（当該基準価額の0.3%））とさせていただきます。

（５）ご留意点

上記に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますので予めご了承下さい。

買取請求は、約款変更に関する異議申立を行ったお客様のみを対象として受付を行っています。

異議申立を行ったお客様でも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご注意下さい。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託会社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託会社ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00)

---公告---

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「三菱UFJノメロングローバルイノベーション」(以下「ファンド」といいます。)(つきまして、左記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせします。

一、変更内容

外貨建資産に関する取引についての運用の指図に関する権限を委託しているニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「再委託先」といいます。)(との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることに伴い、投資信託約款中の運用の権限委託に関する条文およびその他関連条文について所要の変更を行います。また併せて、ファンドの名称を「三菱UFJグローバルイノベーション」へ変更します。

受益権の取得申込みまたは一部解約の実行の請求を受け付けない日として規定する英国証券取引所の休業日を撤廃します。

二、変更理由

イノベーションという軸に基づくトレンド分析・投資テーマの選定等、一連の運用プロセスを継続しながら外貨建資産運用を自社による運用とすることが可能と判断されたためです。

ファンドの再委託先との契約解除に伴い、投資信託約款付表にて規定する「別に定める日」について変更を行うものです。

三、変更予定日および変更適用予定日

右約款変更は、平成二十三年八月十一日付で行い、平成二十三年九月十七日より適用する予定です。

ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成二十三年六月三十日から平成二十三年八月三日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成二十三年六月三十日の受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成二十三年八月十一日付で変更し、平成二十三年九月十七日より適用します。ご異議のお申し出のあったファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成二十三年八月十二日から平成二十三年八月三十一日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

平成二十三年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ投信株式会社